

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部男女参画・県民活動課に備え置き、平成27年10月19日まで縦覧に供する。

平成27年8月28日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天雲俊夫

1 申請のあつた年月日

平成27年8月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人地方創生伝統住宅保存対策協議会

山内光

丸亀市田村町1220番地4

3 定款に記載された目的

この法人は、不特定かつ多数の者に対して、地震に対する建物の防災対策に関する事業を行い、地震被害の拡大を防ぐとともに、建築に関する伝統技術の伝承に寄与することを目的とする。